

報告第10号

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月4日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

専決第 8 号

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 17 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

- 1 和 解 契 約 書 別紙（示談書）のとおり（非公開）
- 2 損 害 賠 償 額 3,160円
- 3 和解の相手方 鹿屋市在住者
- 4 事 故 の 状 況

別紙示談書の日時場所において、相手方所有の車両で走行中、路面の舗装の穴ぼこに進入し、当該車両の前方左側タイヤを破損させたもの

5 示 談 の 内 容

本件事故による損害賠償金として、相手方に対し、本件事故により損傷させた相手方車両の損害額（7,900円）に対し、本件事故の損害賠償責務として損害額の4割である3,160円を支払う。

（専決処分の理由）

議会の議決により指定された市長において専決処分することができる事項に本件が該当するので、専決処分するものである。